

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行								
<p>（空中線電力の低下装置）</p> <p>第四十一条 1～3 （略）</p> <p>4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を〇・七ワットから一・四ワットまでの間に容易に低下することができるものでなければならない。</p> <p>（船舶自動識別装置等）</p> <p>第四十五条の三の四 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一般的条件</p> <p>イ 略（略）</p> <p>ハ デジタル選択呼出装置による受信が可能であること。</p> <p>ニ 略（略）</p> <p>二 送信装置の条件</p> <table border="1" data-bbox="257 1236 1041 1348"> <tr> <td>区別</td> <td>条件</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	区別	条件	（略）	（略）	<p>（空中線電力の低下装置）</p> <p>第四十一条 1～3 （略）</p> <p>4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を二ワット以下に容易に低下することができるものでなければならない。</p> <p>（船舶自動識別装置等）</p> <p>第四十五条の三の四 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一般的条件</p> <p>イ 略（略）</p> <p>ハ デジタル選択呼出装置による送受信が可能であること。</p> <p>ニ 略（略）</p> <p>二 送信装置の条件</p> <p>イ 時分割多元接続方式送信部</p> <table border="1" data-bbox="1209 1236 2049 1348"> <tr> <td>区別</td> <td>条件</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	区別	条件	（略）	（略）
区別	条件								
（略）	（略）								
区別	条件								
（略）	（略）								

変調指数	〇・五以内であること。
(略)	(略)

三 受信装置の条件

イ 時分割多元接続方式受信部

区別	条件
感度	(二) 一〇七デジベル (一ミリワットを〇デジベルとする。) の信号を加えた場合の packets 誤り率は、二〇パーセント以下であること。

変調指数	(1) チャンネル間隔が二五 kHz の場合は、 〇・五以内であること。 (2) チャンネル間隔が二二・五 kHz の場合は、 〇・二五以内であること。
(略)	(略)

ロ デジタル選択呼出装置送信部

区別	条件
変調方式	二値 FSK であること。
変調周波数	B 信号 (二、一〇〇 Hz) 及び A 信号 (一、三〇〇 Hz) とし、その偏差は、(±) 一、 一セント以内であること。
変調速度	毎秒一、二〇〇ビットとし、その偏差は百 万分の三十以内であること。
変調指数	二 (許容偏差は〇・二とする。)

三 受信装置の条件

イ 時分割多元接続方式受信部

区別	条件
感度	チャンネル間隔が二五 kHz の場合 (二) 一〇七デジベル (一ミリワットを〇デジベルとする。) の信号を加えた場合の packets 誤り率は、二〇パーセント以下であること。

(略)	(略)		
隣接チャネル除去比	感度測定状態より六デシベル高い希望周波数の信号と隣接チャネルの周波数である無変調の妨害波を同時に加えた場合において、当該信号の八〇パーセントが正常に受信できる希望波と妨害波の比は、 七〇デシベル以上 であること。		
(略)	(略)		
ロ デジタル選択呼出装置受信部			
(略)	(略)		
四〜五 (略)			
二〜三 (略)			
別表第二号 (第6条関係) 第1 占有周波数帯幅の許容値の表			

		チャネル間隔が二二・五kHzの場合	(二) 一〇七デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする) の信号を加えた場合の packets 誤り率は、二〇パーセント以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)
隣接チャネル除去比	感度測定状態より六デシベル高い希望周波数の信号と隣接チャネルの周波数である無変調の妨害波を同時に加えた場合において、当該信号の八〇パーセントが正常に受信できる希望波と妨害波の比は、 下欄に示す値 であること。	チャネル間隔が二五kHzの場合	七〇デシベル以上
		チャネル間隔が二二・五kHzの場合	五〇デシベル以上
(略)	(略)		
ロ デジタル選択呼出装置受信部			
(略)	(略)		
四〜五 (略)			
二〜三 (略)			
別表第二号 (第6条関係) 第1 占有周波数帯幅の許容値の表			

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
F 1 B F 1 D	(略)	(略)
	16kHz	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
F 1 B F 1 D	(略)	(略)
	11kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が12.5kHzのものに限る。)
	16kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が25kHzのものに限る。)、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の設備規則第四十一条第四項及び第四十五条の三の四第一項の船舶局に備える船舶自動識別装置の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。